

平成28年（行ウ）第211号 工事実施計画認可取消請求事件

原告 川村晃生ほか737名

被告 国（処分行政庁 国土交通大臣）

2016年9月23日

東京地方裁判所民事第3部B②係 御中

原告訴訟代理人 横山 聡

進行に関する意見

本件訴訟についての進行に関して意見を申し述べます。

本件訴訟の中心的争点は、許可に関する根拠法の問題と、環境影響評価の手續と内容に関する適法性の問題です。これに加えて、行政訴訟特有の「原告適格」に関する争点があります。

答弁書で明らかのように、被告国は、自らが責任をもって答弁できる「原告適格」に限り答弁しており、JR東海の参加を待たなければ実質審理に入ることはできません。従って、原告適格に関して当面審理を行うこととなります。

1 原告適格について

現在原告では、中央新幹線の現状把握できているルート上の「原告目録A」名簿の原告の所有物権等について、図面化するよう準備しており、次回期日には相当程度の説明ができると考えております。

また、原告目録Bの「生活被害」については、本来JR東海が「発生残土」の置き場も明らかにしないため、残土運搬のルートを絞れない状態であるため広範な原告を選定せざるを得ず、JR東海の訴訟参加後に同社が残土処分場を明らかにしたのち改めて原告目録Bの絞り込みを行うことを考えております。

2 期日について

本件訴訟における対象が、品川から名古屋までの1都6県の沿線280キロメートル以上の地域に関する環境影響評価の違法を述べるものである点で、審理には相当程度の時間を要すると考えており、2か月に1度程度の開廷が必要であると考えます。裁判迅速化法の趣旨にのっとり原告側も努力をするつもりですが、長大な沿線の自然保護・環境保全に関して貴庁の適切かつ十分な理解を得るためには、相当程度の期間の審理は必要と考えています。そして、法廷を充実させるべく、期日間に適宜進行協議を入れていただきたいと考えております。

3 証拠について

また、証拠も適宜分類し、わかり易くするため、証拠番号については当事者と裁判所の協議を通じて、効率的な証拠番号の割り振りをすることを考えております。

そして、必要不可欠な証拠として、「環境影響評価」関連資料については、JR東海に「丙号証」として提出することを要望します。極めて膨大であり、本計画の全貌を理解するために必要ですが、この提出を原告側に求めることは、過剰な負担を原告に強いるものと言わざるを得ません。作成したJR東海が自らの正当性を主張するためにも裁判所に提出することを求めます。

以上